

貸与

約定管理係	郵送必要	入力不可
-------	------	------

I この様式について

- (1) この様式は「返還誓約書」の提出後に、届出済の人物を変更(氏名・生年月日・続柄の変更・訂正を含む)する場合にのみ使用します。次の場合には使用できませんのでご注意ください。

注意事項	①この用紙は「返還誓約書」提出時の訂正には使用できません。「返還誓約書記載事項訂正届(様式25)」を使用してください。
	②「返還誓約書」提出後の住所の変更は、この用紙ではなく「住所変更届(様式15)」を使用してください。※1
	③電話番号・勤務先のみの変更は、貸与終了後にこの用紙ではなくスカラネット・パーソナルにて手続きをしてください。
	④貸与終了後の連帯保証人・保証人等変更は、この用紙ではなく日本学生支援機構のホームページに掲載している届出用紙を使用してください。

※1:人物変更・氏名変更とともに記入された住所については併せて変更処理を行いますので、人物変更・氏名変更の際に住所変更届を同時提出する必要はありません。

- (2) この様式1枚で複数の人物を同時に変更することはできません(未成年における連帯保証人と親権者、本人以外の連絡先と親権者が同一の場合を除く)。変更する人物が複数居る場合は、それぞれこの様式を作成してください。
また、併用貸与の場合もこの様式1枚で同時に変更することはできません。
- (3) 人物の変更・改氏名・氏名訂正の場合は当該人物の署名・押印が必要です(親権者、本人以外の連絡先は押印不要)。また、「変更届記入日」において奨学生本人が成人している場合、親権者の変更の届出は不要です。
- (4) 連帯保証人・保証人の「住民票住所」は、印鑑登録証明書に記載の住所と同一です(別途、住民票の確認は不要です)。

II 添付書類について

連帯保証人及び保証人の人物変更・改氏名・氏名訂正には添付書類が必要です。下記の表をご参照ください。
なお、書類はマイナンバーのないものを添付してください。

添付書類	連帯保証人の人物変更(奨学生が未成年の場合は親権者・未成年後見人)	新連帯保証人の印鑑登録証明書(原本)・収入に関する証明書類(コピー可)	※2
	保証人の人物変更(奨学生・連帯保証人と別生計)	新保証人の印鑑登録証明書(原本)	※2
	連帯保証人・保証人の改姓・氏名(フリガナ)訂正	当該人物の印鑑登録証明書(原本)	※3
	上記以外	書類不要	

※2:収入に関する証明書類は取得できる直近の証明書で、1年間の収入を確認できるもの、印鑑登録証明書は変更届記入日から3ヶ月前以降に発行されたものを添付してください。また、**連帯保証人・保証人を「4親等以内の親族」でない者に変更する場合や保証人を65歳以上の者に変更する場合は、その人の「返還保証書(様式13)」及び資産等に関する証明書類(認定基準額を満たしたもの)が必要**です。

※3:改名(改姓を除く)の場合は、その事実のわかる証明書(新旧氏名のわかる公的証明)を添付して提出してください。

III 連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人・保証人を変更する場合、必ず下記の選任条件を確認してください。

連帯保証人	①奨学生本人が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)であること。
	②奨学生本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人のおじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。※3
	③変更届の届出「記入日」時点で未成年者でないこと。
	④学生でないこと。
	⑤奨学生本人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
	⑥債務整理中(破産等)でないこと。
	⑦貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に奨学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。
保証人	①奨学生本人及び連帯保証人と別生計であること。
	②奨学生本人の父母を除く、おじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。※3
	③変更届の届出「記入日」時点で65歳未満であること。
	④変更届の届出「記入日」時点で未成年者でないこと。
	⑤学生でないこと。
	⑥奨学生本人または連帯保証人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
	⑦債務整理中(破産等)でないこと。
	⑧貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に奨学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※4:連帯保証人の②については貸与予定総額の返還を、保証人の②③については貸与予定総額の2分の1の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者に代えることができます(II添付書類について参照)。

※5:保証人には、「分別の利益」等が適用されます。(連帯保証人には適用されません)